

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年12月15日（令和5年（行個）諮問第285号）

答申日：令和7年2月7日（令和6年度（行個）答申第177号）

事件名：本人の行った特定日付けの苦情申立書等の一部開示決定に関する件
（保有個人情報の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1（1）①ないし③及び⑤並びに（2）に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報1」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、開示し、別紙の1（1）④及び⑥に掲げる各文書に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件請求保有個人情報2」といい、本件請求保有個人情報1と併せて「本件請求保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和5年7月11日付け厚生労働省発開0711第2号により厚生労働大臣（以下、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

（1）趣旨：処分の取消しを求める。

（2）理由：行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第14条違反

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求者として、令和5年6月12日付け（同月14日受付）で、処分庁に対して、法76条1項の規定に基づき、本件請求保有個人情報の開示請求を行った。

（2）これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和5年9月14日付け（同月19日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件請求保有個人情報は、別紙の1(1)①ないし⑥の苦情申立書等及びこれらの処理に係る行政文書に記録された保有個人情報であり、処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙の2のアないしオに掲げる文書に記録された保有個人情報を特定し、その全部の開示を行った。

(2) 原処分の妥当性について

審査請求人が苦情申立書と呼称する、審査請求人が厚生労働省に宛てた一連の苦情等の申立ての文書は、別紙の2のア及びウないしオの文書であり、それ以外の文書は事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

なお、別紙の2のア及びウないしオの文書は、それぞれ審査請求人が苦情申立書に含まれるとした別紙の1(1)の①ないし③及び⑤の文書に対応するものである。

加えて、審査請求人が苦情申立書に含まれるとした法務省刑事局長宛て苦情申立書(別紙の1(1)の④及び⑥の文書)は、事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないため、法82条2項の規定により、不開示とした。

また、審査請求人が決裁文書と呼称する、審査請求人から受理した苦情等の申立ての文書の取扱いに係る厚生労働省における一切の組織的な意思決定は、別紙の2のイの文書であり、それ以外の文書は事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していない。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律14条の規定(現行の法78条1項の規定に対応するもの)に違反するとして、原処分の取消しを求めているが、(2)で述べたように、審査請求人の求める保有個人情報は、厚生労働省が事務処理上作成又は取得した事実はなく、実際に保有していないもの以外はすべて開示しており、審査請求人の主張は、原処分の結論に影響を及ぼすものではない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 令和5年12月15日 諮問の受理

- | | |
|-------------|---------------|
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和6年1月11日 | 審議 |
| ④ 令和7年1月22日 | 審議 |
| ⑤ 同年2月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求保有個人情報1につき、本件対象保有個人情報を特定し、その全部を開示し、本件請求保有個人情報2につき、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（1））において、原処分の取消しを求めていることから、本件対象保有個人情報の外にも本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報が存在する旨を主張しているものと解されるが、諮問庁は、原処分を妥当としている。このため、以下、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報2の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び本件請求保有個人情報2の保有の有無について

（1）審査請求人は、本件請求保有個人情報として、別紙の1（1）につき、本人が厚生労働省等に宛てた「苦情申立書」等の文書、及び別紙の1（2）につき、苦情等の申立ての取扱いに係る文書の開示を求めているものと解される。

（2）諮問庁は、理由説明書（上記第3の3（2））において、本件請求保有個人情報と本件対象保有個人情報との対応関係について、（i）別紙1（1）①ないし③及び⑤の「苦情申立書」等は、別紙2のア及びウないしオの「苦情申立書」等に対応し、（ii）別紙の1（2）の文書は、別紙の2のイの文書に対応し、さらに、（iii）別紙の1（1）の④及び⑥の法務省に宛てた「苦情申立書」は、事務処理上作成又は取得した事実はなく、保有していないとし、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当である旨を説明する。

さらに、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認を求めさせたところによると、諮問庁は、原処分で開示した文書以外で、審査請求人から提出された文書は存在しないとのことである。

（3）当審査会において、本件開示請求文言を踏まえ、本件対象保有個人情報（本件開示実施文書）の内容を確認したところ、上記（2）に掲げる対応関係に係る諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえない。

（4）また、審査請求人は、本件対象保有個人情報の外に、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとする具体的な根拠や、

それを裏付ける又はうかがわせる事情を示しているとはいえない。

そうすると、審査請求人の主張によっても、上記（２）の諮問庁の説明が不自然、不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほかに、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

- （５）上記（１）ないし（４）から、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報１の開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、また、本件請求保有個人情報２を保有しているとは認められない。

３ 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報１の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、開示し、本件請求保有個人情報２につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、本件請求保有個人情報１につき、厚生労働省において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは妥当であり、厚生労働省において、本件請求保有個人情報２を保有しているとは認められず、これを保有していないとして不開示としたことは妥当であると判断した。

（第３部会）

委員 長屋 聡、委員 久末弥生、委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求保有個人情報記録された文書

請求する保有個人情報記録された文書の名称は、「苦情申立書と当該苦情処理に係る決裁文書」です。

(1) ここに「苦情申立書」とあるのは、開示請求者が政府に宛てた一連の苦情等の申し立ての文書を指します。次の6件の文書はいずれもこれに含まれます。

- ① 令和4年特定日A付けの「苦情申立書」（厚生労働省職業安定局長宛て）
- ② 令和4年特定日B付けの「瑕疵ある行政行為に係る申告書」（厚生労働省大臣官房長宛て）
- ③ 令和4年特定日C付けの「瑕疵ある行政行為に係る申告書」（厚生労働省大臣宛て）
- ④ 令和5年特定日D付けの「苦情申立書」（法務省刑事局長宛て）
- ⑤ 令和5年特定日E付けの「瑕疵ある行政行為に係る苦情申立書」（厚生労働省大臣宛て）
- ⑥ 令和5年特定日E付けの「苦情申立書」（法務省刑事局長宛て）

(2) ここに「決裁」とあるのは、前記(1)の苦情等の申し立ての取り扱いに係る政府（厚生労働省）における一切の組織的な意思決定を指します。

2 本件対象保有個人情報記録された文書

- ア 令和4年特定日A付けの「苦情申立書」
- イ 令和4年特定日F付けの令和4年特定日A付けの「苦情申立書」に対する厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室の回答
- ウ 令和4年特定日B付け「瑕疵ある行政行為に係る申告書」
- エ 令和4年特定日G付け「連絡書」
- オ 令和5年特定日E付け「瑕疵ある行政行為に係る苦情申立書」